

## 議会日程の最適化に向けた課題等の整理 一般質問の日程等の変更に関して

### ① 一般質問の受付及び聞き取りを定例会開会日前とした場合

#### <課題と対策>

- ア) 一般質問までの時間が長くなり、通告内容や質問内容が変更する懸念がある。(執行機関側にも同様の受け止めあり)
- ・現行での、常任委員会と一般質問の双方の準備を行うなどの日程上の窮屈さは解消されることから、これによる議案に集中できる環境づくりが可能となることを優先。
- イ) 告示日前に受付をした場合は、定例会に上程される議案と被る可能性が高い。
- ・告示日前に受付をしても、予め議会運営委員会において会派間調整や事務局が入手している議案まとめ等の情報共有がなされれば、一般質問の内容が、議案と被る可能性は低くなると思われる。
  - ・告示日前に受付をする場合は、時間の割り振り等に関し、事前に議会運営委員会を開催して、これまでと同様に確認する必要がある。

### ② 議案が上程される2日前の質疑通告と開会日の議案説明後に設けられる質疑通告を変更し、一般質問が終了した後において、議案質疑を行い常任委員会へ議案の付託を行う場合

#### <変更する場合の優位性>

- ・定例会開会日以降、各常任委員会が論点抽出表を用いるなど、議案に向き合う時間を確保し、議案審査の充実を図ることができる。
- ・本市議会は「常任委員会主義」を取っているものの、本来は本会議においても、議案に対し議論が尽くされるのが筋。本会議における質疑については、原則通告制ではあるが、議案説明後に事前通告によらない質疑の時間を担保しているが、ここ数年本会議における質疑は皆無で、議会の問題意識が市民に伝わり切れていないことへの対応策として有効。
- ・本会議においては、議案に対する「概括的な質疑」を行い、その他「詳細な質疑」は、委員会に委ねるなど、本会議と常任委員会との役割分担を、これまで以上に明確にし、段階的な質疑が豊富化することで、質の高い議案審査・審議につなげることができる。
- ・開会日の議案説明を経て、その後の一般質問の終了後に議案に対する質疑を設ければ、全議員が全議案を熟知する時間が確保されるとともに、本会議において、多くの議員が質疑を出しやすい環境を整えたうえで、委員会へ付託をすることができる。そのためには、例えば、「議案に対する質疑通告を開会日の翌々日 17 時までとする」などが想定される。
- ・現在、議案に対する論点と争点の抽出については、予算決算準備会がその役割を担っている。予算案件以外の議案に対しても準備会が持つ二面性が発揮できれば、一般質問が行われるまでの間に、頻繁に準備会を開催し、予算決算委員会分科会や関係する常任委員会と十分な連携を取ったうえで、議案審査に臨むことができる。